# インボイス制度に関するQ &A

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始します。

国税庁では、インボイスコールセンターに寄せられたインボイス制度に関するご質問などのうち、お問合せの多い事項について集約したものを公表しておりますので、ご紹介させていただきます。インボイス制度の開始前にご確認していただきたいと思います。

#### Ⅰ 適格請求書等保存方式の概要等 (適格請求書等保存方式の概要)

**問1.** 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)の概要を教えてください。

【答】 令和5年 10 月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、 「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

また、適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」といいます。) 開始後、6年間(令和5年10月から令和11年9月までの間)は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領 する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

## Ⅱ 適格請求書発行事業者の登録制度 (登録の手続)

問2. 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者(登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。)は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出する必要があります。 登録申請書は、e-Tax を利用して提出できますので、ぜひご利用ください(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)。

なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。) のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地や登録申請書等の様式については、インボ イス制度特設サイト内 「申請手続」をご覧ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、 その旨を通知することとされています。

また、適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」 において公表されます。

# (登録通知)

**問3.** 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。

【答】 適格請求書発行事業者の登録の通知については、登録申請書を e-Tax により提出して、 登録通知について電子での通知を希望した場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書 等一覧」に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納され、その他の場合は、 書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。(格納された登録通知データの確認については、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に掲載されている 「登録通知データ確認マニュアル」等をご覧ください。)

電子データでの登録通知を希望していただくことで、

- 税務署での処理後、速やかに電子通知が行われるため、書面より早期に登録通知書を受領することができる
- 「通知書等一覧」内にデータ保管されるため、登録通知書の紛失のおそれがない(保管されたデータは、書面により出力することやPDFデータでの保存をすることが可能) などのメリットがありますので、ぜひご利用ください。 なお、登録通知書は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

### (登録申請のスケジュール)

**間4.** インボイス制度が始まる令和5年 10 月1日から登録を受けるためには、いつまでに 登録申請書を提出すればよいですか。

【答】 インボイス制度が始まる令和5年 10 月1日から登録を受けようとする事業者は、原則 として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必 要があります。登録申請書は、e-Tax を利用して提出できますので、ぜひご利用ください(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書(以下「課税選択届出書」といいます。)を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日(以下「登録日」といいます。)が 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。

(免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

- **問5.** 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。
- 【答】 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。)から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、 課税選択届出書を提出する必要はありません。 なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた 場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の 申告が必要と なります。

(注) この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和5年 10 月1日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません。

### (簡易課税制度を選択する場合の手続等)

**問6.** 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

【答】 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます(簡易課税制度の選択は任意です。)。 免税事業者が令和5年 10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。)から課税事業者となる経過措置が設けられています。 この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。 したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

## (登録申請から登録通知までの期間)

問7. 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。

【答】 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。 現時点における登録申請書の提出から登録通知までに要する期間の目安については、 インボイス制度特設サイト内「適格請求書発行事業者の登録件数及び登録申請書の処理期間について」をご確認ください。 ご提出いただいた登録申請書に記載誤りや記載漏れ等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、通常よりもお時間をいただくことがあります。 これから登録申請書を提出される事業者の方におかれましては、提出前に記載誤りや記載漏れ等がないかどうか確認の上、ご提出をお願いいたします。 なお、インボイス制度特設サイトに「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当 たりご注意いただきたい事項」も掲載しておりますので、ご覧ください。

#### (登録の任意性)

**問8.** 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか

登録を受けるかどうかは事業者の任意です。 ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。 また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。 一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(参考) 簡易課税制度を選択している場合であっても、売手として適格請求書を交付するには、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。 なお、簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、仕入税額の計算のための適格請求書の保存は不要です。

# (登録申請書等の入手方法)

## 問9. インボイス制度に関する登録申請書等の様式はどのように入手できますか

【答】 令和3年10月1日以降に受付を開始するインボイス制度に関する登録申請書等の様式については、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に公開されています。

なお、登録申請書等は、e-Tax を利用して提出できますので、ぜひご利用ください (個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)。詳しくは、インボイス 制度特設サイト内「申請手続」に掲載されている「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル(e-Tax ソフト(WEB 版))」等をご覧ください。

また、郵送等により登録申請書等を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください

#### (適格請求書発行事業者の情報の公表方法)

問 10. 適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。

【答】 適格請求書発行事業者の情報(登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登載された 事項)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報については、次のとおりです。

- (1) 法定の公表事項
  - ① 適格請求書発行事業者の氏名(※)又は名称
  - ② 法人(人格のない社団等を除きます。)については、本店又は主たる事務所の所在地
  - ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他 これらに準ずるものの所在地
  - ④ 登録番号
  - ⑤ 登録年月日
  - ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日
    - (※) 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」又は 「住民票に併記されている旧氏(旧姓)」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、登録申請書と併せて、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更) 申出書」をご提出ください
    - (2) 本人の申し出に基づき追加で公表できる事項
    - 次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した 「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」をご提出ください。
  - ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
  - ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

(3)

### Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等 (適格請求書に記載が必要な事項)

**問 11.** 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

- 【答】 適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。)。
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、適格請求書として必要な事項(上記①、④及び⑤の下線部分)を記載することが必要です。

なお、適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。

(参考) 令和5年9月30日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載したり、 適格請求書の記載事項を満たした請求書等を令和5年9月30日以前に交付しても差し支えありません。

## Ⅳ 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件 (免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

**問12.**インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合 を控除できる経過措置 について教えてください。

【答】 インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために 保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年 10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

**問13.** 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けていません。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

【答】 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(貸主)から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の中途で取引の相手方(貸主)が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社(借主)はその事実を把握することは困難となります(適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。)。そのため、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

(参考) 令和5年9月30日以前からの契約について 令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載 が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません